十　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類	十　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）	ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
十一　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、アナログ電話用設備（二線式アナログ電話用設備を除く。）次に掲げる書類	十一　［同上］
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）	ハ　その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料
十二　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備次に掲げる書類	十二　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）	ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
十三　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類	十三　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）	ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
十四　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、前各号に掲げる事業用電気通信設備以外の電気通信設備　次に掲げる書類	十四　［同上］
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］
ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第四項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）	ニ　その他イからハまでに掲げる書類を補足するために必要な資料
［2　略］	［2　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。